

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章 [略] 第二章 金融商品取引業者等 第一節 [略] 第二節 業務 〔第一款〕第四款 [略] 第五款 暗号等資産関連業務に関する特則（第百四十六条の三―第百四十六条の五） 〔第六款・第七款 略〕 〔第三節〕第七節 [略] 〔第三章〕第六章 [略] 附則 （定義）	目次 第一章 [同上] 第二章 [同上] 第一節 [同上] 第二節 [同上] 〔第一款〕第四款 [同上] 第五款 暗号資産関連業務に関する特則（第百四十六条の三―第百四十六条の五） 〔第六款・第七款 同上〕 〔第三節〕第七節 [同上] 〔第三章〕第六章 [同上] 附則 （定義）

第一条 「略」	第一条 「同上」
2 「略」	2 「同上」
3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第百九十九条第十 三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の 二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く 。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。	3 「同上」
「一〇十 略」	「一〇十 同上」
十の二 暗号等資産 法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗 号等資産をいう。	「号を加える。」
十の三〇十の五 「略」	十の二〇十の四 「同上」
「十一〇五十 略」	「十一〇五十 同上」
4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。	4 「同上」
「一〇十七 略」	「一〇十七 同上」
十八 暗号資産 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十 九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。	十八 暗号資産 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十 九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。
十九 電子決済手段 資金決済に関する法律第二条第五項に規定す る電子決済手段をいう。	「号を加える。」
二十 暗号資産等 暗号資産又は電子決済手段をいう。	「号を加える。」
（外国通貨又は暗号資産等の換算）	（外国通貨又は暗号資産の換算）
第三条 法、令又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書	第三条 法、令又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書

類中、外国通貨又は暗号資産等をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇十一 略」

十二 法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合には、次のイ又はロに掲げる行為の区分に応じ、当該イ又はロに定めるデリバティブ取引に係る暗号等資産及び金融指標の名称

「イ・ロ 略」

(登録申請書の添付書類)

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇九 略」

十 前条第十二号に規定する場合には、同号の暗号等資産及び金融指標の概要を説明した書類

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

類中、外国通貨又は暗号資産等をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

(業務の内容及び方法)

第八条 「同上」

「一〇十一 同上」

十二 法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合には、次のイ又はロに掲げる行為の区分に応じ、当該イ又はロに定めるデリバティブ取引に係る暗号資産及び金融指標の名称

「イ・ロ 同上」

(登録申請書の添付書類)

第九条 「同上」

「一〇九 同上」

十 前条第十二号に規定する場合には、同号の暗号資産及び金融指標の概要を説明した書類

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十五条の二 法第二十九条の四第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む者が信託財産として保有する議決権（当該者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

「二〇六 略」

（特定業務内容等）

第二十条の二 法第三十一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、新たに第八条第十二号の暗号等資産又は金融指標となるものとする。

（業務の内容及び方法）

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇十五 略」

十六 法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての法第三十三条の二第三号に掲げる行為を業として行う場合又は当該デリバティブ取引に係る投資運用業を行う場合には、第八条第十二号の暗号等資産及び金融指標の名称

第十五条の二 「同上」

- 一 信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。第六十二条第三項第一号において同じ。）を営む者が信託財産として保有する議決権（当該者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

「二〇六 同上」

（特定業務内容等）

第二十条の二 法第三十一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、新たに第八条第十二号の暗号資産又は金融指標となるものとする。

（業務の内容及び方法）

第四十五条 「同上」

「一〇十五 同上」

十六 法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての法第三十三条の二第三号に掲げる行為を業として行う場合又は当該デリバティブ取引に係る投資運用業を行う場合には、第八条第十二号の暗号資産及び金融指標の名称

第四十七条 法第三十三条の第三項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇十一 略」

十二 第四十五条第十六号に規定する場合には、第八条第十二号の暗号等資産及び金融指標の概要を説明した書類

2
「略」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 「略」

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

「(1)・(2) 略」

(3) 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一第一項に規定する特定

第四十七条 「同上」

「一〇十一 同上」

十二 第四十五条第十六号に規定する場合には、第八条第十二号の暗号資産及び金融指標の概要を説明した書類

2
「同上」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

「(1)・(2) 同上」

(3) 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等

預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

〔4〕〔7〕略

（8） 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第 号）第四十三条各号に掲げるもの

ハ 〔略〕

二 〔略〕

三 承諾日前一年間における申出者の一月当たりの平均的な契約（次に掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。

イ 〔略〕

ロ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約、信用金庫法第八十九条の二第一項に

、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

〔4〕〔7〕 同上

〔加える。〕

ハ 〔同上〕

二 〔同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等契約、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定

規定する特定預金等契約、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等契約

「ハ」へ 略」

ト 資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約

四 「略」

「2・3 略」

(届出業務)

第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

「一」十八 略」

十九 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産(暗号等資産を除く。)に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務(法第三十五条第二項第一号、第二号、第五号の二及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。)

「二十」二十四 略」

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

預金等契約、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等契約

「ハ」へ 同上」

「号の細分を加える。」

四 「同上」

「2・3 同上」

(届出業務)

第六十八条 「同上」

「一」十八 同上」

十九 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産(暗号等資産を除く。)に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務(法第三十五条第二項第一号、第二号、第五号の二及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。)

「二十」二十四 同上」

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七十六条 令第十六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 暗号等資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

四 「略」

（誇大広告をしてはならない事項）

第七十八条 法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〜十二 略」

十三 暗号等資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産の性質

ロ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは

第七十六条 「同上」

「一・二 同上」

三 暗号資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

四 「同上」

（誇大広告をしてはならない事項）

第七十八条 「同上」

「一〜十二 同上」

十三 暗号資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産の性質

ロ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕

くは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

十四 「略」

（事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十二条の二 その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるもの（以下この条において「事業型出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十七条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合にあっては第八十八条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が第九十一条第四項第三号に掲げるものの売買その他の取引に係るものである場合にあっては同条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が競走用馬投資関連業務に係る取引に係るものである場合にあっては前条第一項に規定する事項）のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 事業型出資対象事業持分に関する次のイからニまでに掲げる金銭の管理の方法の区分に応じ当該イからニまでに定める事項

「イ」ハ 略」

組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

十四 「同上」

（事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十二条の二 「同上」

- 一 「同上」

「イ」ハ 同上」

ニ 第百二十五条第二号ニ又はホに掲げる方法 次に掲げる事項

〔1〕(4) 略

〔2〕五 略

〔2・3 略

(不招請勧誘等の禁止の例外)

第百十六条 法第三十八条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第四号に掲げる行為にあつては、次に掲げるものとする。

〔一・二 略

二の二 金融商品取引業者等が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前一年間に暗号等資産関連店頭デリバティブ取引(令第十六条の四第一項第一号ニに掲げる取引をいう。以下この号、第百十七條第一項第二十六号、第百二十三條第一項第二十号及び第二十一号並びに第百四十三條第二項において同じ。)に係る二以上の金融商品取引契約のあつた者及び勧誘の日に未決済の暗号等資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。)に対して暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

〔三〕五 略

2
〔略

(禁止行為)

第百十七條 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は

ニ 第百二十五条第二号ニに掲げる方法 次に掲げる事項

〔1〕(4) 同上

〔2〕五 同上

〔2・3 同上

(不招請勧誘等の禁止の例外)

第百十六條 〔同上

〔一・二 同上

二の二 金融商品取引業者等が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前一年間に暗号資産関連店頭デリバティブ取引(令第十六条の四第一項第一号ニに掲げる取引をいう。以下この号、第百十七條第一項第二十六号、第百二十三條第一項第二十号及び第二十一号並びに第百四十三條第二項において同じ。)に係る二以上の金融商品取引契約のあつた者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。)に対して暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

〔三〕五 同上

2
〔同上

(禁止行為)

第百十七條 〔同上

、次に掲げる行為とする。

「一〇十八 略」

十九 取引所金融商品市場における上場金融商品等（金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプションをいい、暗号等資産等（法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）若しくは店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該上場金融商品等若しくは当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為

「二十〇二十五 略」

二十六 店頭デリバティブ取引又はその受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限る。）につき、顧客（特定投資家を除き、当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあつては、個人に限る。）に対し、当該顧客が行う当該店頭デリバティブ取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。の勧誘その他これに類似する行為をすること。

「二十七〇四十 略」

四十一 暗号等資産関連契約（法第四十三条の六第二項に規定する

「一〇十八 同上」

十九 取引所金融商品市場における上場金融商品等（金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプションをいい、暗号等資産等（法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）若しくは店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該上場金融商品等若しくは当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為

「二十〇二十五 同上」

二十六 店頭デリバティブ取引又はその受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限る。）につき、顧客（特定投資家を除き、当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあつては、個人に限る。）に対し、当該顧客が行う当該店頭デリバティブ取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。の勧誘その他これに類似する行為をすること。

「二十七〇四十 同上」

四十一 暗号等資産関連契約（法第四十三条の六第二項に規定する契

契約をいう。次号において同じ。）の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う金融商品取引業等（暗号等資産に関する金融商品取引行為に係るものに限る。第四十六号、第二百二十三条第一項第三十一号、第三十二号及び第三十四号、第二百七十五条第一項第三十三号並びに第二百八十一条第十三号において同じ。）に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（暗号等資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。）（暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第十六条に規定する暗号資産交換業者又は同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）及び電子決済手段等取引業者等（同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同条第六十二条の八第二項の規定により当該電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。第二百五条第二号ホにおいて同じ。）又は同法第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第二十一条の二に定めるものに係る同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。第二百四十六条の四第一項、第二百七十五条第一項第二十九号及び第二百八十一条の三第一項において同じ。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第七十八条第五号から第七号まで又は第十三号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

四十二 顧客に対し、第七十六条第三号イ及びロに掲げる事項を明

約をいう。次号において同じ。）の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う金融商品取引業等（暗号資産に関する金融商品取引行為に係るものに限る。第四十六号、第二百二十三条第一項第三十一号、第三十二号及び第三十四号、第二百七十五条第一項第三十三号並びに第二百八十一条第十三号において同じ。）に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（暗号資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第七十八条第五号から第七号まで又は第十三号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

四十二 顧客に対し、第七十六条第三号イ及びロに掲げる事項を明

瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならぬい大きさで表示しないことを含む。）暗号等資産関連契約の締結の勧誘をする行為

四十三 「略」

四十四 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為

四十五 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものとなることを知りながら、当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等をする行為

四十六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該金融商品

瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならぬい大きさで表示しないことを含む。）暗号資産関連契約の締結の勧誘をする行為

四十三 「同上」

四十四 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為

四十五 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものとなることを知りながら、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等をする行為

四十六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該金融商品取引

取引業者等の行う金融商品取引業等の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。)

四十七 暗号資産等関連デリバティブ取引(第百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号、第三十八項及び第四十項から第四十四項までにおいて同じ。)に係る契約を締結する時において顧客(個人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。)が業務執行組合員等として暗号資産等関連デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。以下この号、次号及び第四十項から第四十三項までにおいて同じ。)が証拠金等預託先(金融商品取引業者等又は金融商品取引所若しくは金融商品取引清算機関(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この号及び次号において同じ。)に預託した証拠金等(委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第三十七項から第三十九項までにおいて同じ。)の額に当該暗号資産等関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該暗号資産等関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額(同号及び第四十項において「実預託額」という。)が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金

業者等の行う金融商品取引業等の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。)

四十七 暗号資産等関連デリバティブ取引(第百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号、第三十八項及び第四十項から第四十四項までにおいて同じ。)に係る契約を締結する時において顧客(個人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。)が業務執行組合員等として暗号資産等関連デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。以下この号、次号及び第四十項から第四十三項までにおいて同じ。)が証拠金等預託先(金融商品取引業者等又は金融商品取引所若しくは金融商品取引清算機関(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この号及び次号において同じ。)に預託した証拠金等(委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第三十七項から第三十九項までにおいて同じ。)の額に当該暗号資産等関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該暗号資産等関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額(同号及び第四十項において「実預託額」という。)が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に

等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

四十八 その営業日ごとの一定の時刻における暗号資産等関連デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該暗号資産等関連デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約を継続する行為（前号に掲げる行為を除く。）

四十九 特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（暗号資産等を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二十二項第一号に掲げる取引（当該取引の期限が到来した場合に、決済をした後、決済された取引と暗号資産等の種類、価格及び件数若しくは数量が同じである取引を成立させること又は決済をせずに、期限の延長その他の方法により当該取引の期限を実質的に延長させることをあらかじめ約するものに限る。）又は同項第二号に掲げる取引（当該取引の期限が到来した場合に、決済をした後、決済された取引と金融指標の種類、数値及び件数若しくは数量が同じである取引を成立させること又は決済をせずに、期限の延長その他の方法により当該取引の期限を実質的に延長させることをあらかじめ約するものに限る。）をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号及び第五十項から第五十四項までにおいて同じ。）に係る契約を締結する時において顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第

預託させることなく、当該契約を継続する行為

四十八 その営業日ごとの一定の時刻における暗号資産関連デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該暗号資産関連デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約を継続する行為（前号に掲げる行為を除く。）

四十九 特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二十二項第一号に掲げる取引（当該取引の期限が到来した場合に、決済をした後、決済された取引と暗号資産の種類、価格及び件数若しくは数量が同じである取引を成立させること又は決済をせずに、期限の延長その他の方法により当該取引の期限を実質的に延長させることをあらかじめ約するものに限る。）又は同項第二号に掲げる取引（当該取引の期限が到来した場合に、決済をした後、決済された取引と金融指標の種類、数値及び件数若しくは数量が同じである取引を成立させること又は決済をせずに、期限の延長その他の方法により当該取引の期限を実質的に延長させることをあらかじめ約するものに限る。）をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号及び第五十項から第五十四項までにおいて同じ。）に係る契約を締結する時において顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三

二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）金融商品取引業者等又は外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者を除く。以下この号、次号及び第五十項から第五十三項までにおいて同じ。）が証拠金等預託先（金融商品取引業者等又は金融商品取引清算機関（外国におけるこれに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）に預託した証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第四十七項から第四十九項までにおいて同じ。）の額に当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（同号及び第五十項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

五十 その営業日ごとの一定の時刻における特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る契約を継続する行為（前号に掲げる行為を除く。）

号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）金融商品取引業者等又は外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者を除く。以下この号、次号及び第五十項から第五十三項までにおいて同じ。）が証拠金等預託先（金融商品取引業者等又は金融商品取引清算機関（外国におけるこれに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）に預託した証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第四十七項から第四十九項までにおいて同じ。）の額に当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（同号及び第五十項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

五十 その営業日ごとの一定の時刻における特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る契約を継続する行為（前号に掲げる行為を除く。）

「236 略」

37 第一項第四十七号及び第四十八号の証拠金等は、有価証券又は暗号資産をもって充てることができる。

38 金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券又は暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、次の各号に掲げる暗号資産等関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二百二十三条第十四項に規定する暗号資産等関連市場デリバティブ取引 金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額

二 第二百二十三条第十五項に規定する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引又は同条第十六項に規定する暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引 いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額（暗号等資産をもって代用される場合において、当該額がないときは、金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額）

39 「略」

40 第一項第四十七号又は第四十八号の実預託額、同項第四十七号の約定時必要預託額及び同項第四十八号の維持必要預託額は、複数の暗号資産等関連デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第四十七号の規定の適用については、同号中「当該暗号資産等関連デリバティブ取引を」と

「236 同上」

37 第一項第四十七号及び第四十八号の証拠金等は、有価証券又は暗号資産をもって充てることができる。

38 金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券又は暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、次の各号に掲げる暗号資産等関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二百二十三条第十四項に規定する暗号資産等関連市場デリバティブ取引 金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額

二 第二百二十三条第十五項に規定する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引又は同条第十六項に規定する暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引 いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額（暗号資産をもって代用される場合において、当該額がないときは、金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額）

39 「同上」

40 第一項第四十七号又は第四十八号の実預託額、同項第四十七号の約定時必要預託額及び同項第四十八号の維持必要預託額は、複数の暗号資産等関連デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第四十七号の規定の適用については、同号中「当該暗号資産等関連デリバティブ取引を」とある

あるのは「当該顧客が行っている暗号資産等関連デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

41 第一項第四十七号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五十を乗じて得た額をいう。ただし、当該各号の暗号資産等関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行おうとする暗号資産等関連デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該暗号資産等関連デリバティブ取引の額（当該暗号資産等関連デリバティブ取引が次に掲げる取引である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）

「イ」ハ 略」

二 顧客が行おうとする暗号資産等関連デリバティブ取引と当該暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他の暗号資産等関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの暗号資産等関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イからハまでに掲げる取引に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

42 第一項第四十八号及び第四十項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五十を乗じて得た額をいう。ただし、当該各号の暗号資産等関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客

のは「当該顧客が行っている暗号資産関連デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

41 第一項第四十七号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五十を乗じて得た額をいう。ただし、当該各号の暗号資産関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行おうとする暗号資産関連デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該暗号資産関連デリバティブ取引の額（当該暗号資産関連デリバティブ取引が次に掲げる取引である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）

「イ」ハ 同上」

二 顧客が行おうとする暗号資産関連デリバティブ取引と当該暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他の暗号資産関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの暗号資産関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イからハまでに掲げる取引に係る暗号資産関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

42 第一項第四十八号及び第四十項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五十を乗じて得た額をいう。ただし、当該各号の暗号資産関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客

客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行う各暗号資産等関連デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各暗号資産等関連デリバティブ取引の額

二 複数の暗号資産等関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の暗号資産等関連デリバティブ取引の額の合計額から前項第一号イからハまでに掲げる取引に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

43 第四十一項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が同一の暗号資産等又は金融指標について暗号資産等の売付け等及び暗号資産等の買付け等を行っているときは、これらに係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額（同一の通貨をもって表示されるものに限る。）のうちいずれか少くない額を当該同一の暗号資産等又は金融指標に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額とし、顧客が一の暗号資産等の売付け等を行うことによる他の暗号資産等の買付け等及び当該他の暗号資産等の売付け等を行うことによる当該一の暗号資産等の買付け等を行っていると、これらに係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該一の暗号資産等又は当該他の暗号資産等に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額とすることができる。

44 前三項の「暗号資産等関連デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる暗号資産等関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行う各暗号資産等関連デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各暗号資産等関連デリバティブ取引の額

二 複数の暗号資産等関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の暗号資産等関連デリバティブ取引の額の合計額から前項第一号イからハまでに掲げる取引に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

43 第四十一項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が同一の暗号資産等又は金融指標について暗号資産の売付け等及び暗号資産の買付け等を行っているときは、これらに係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額（同一の通貨をもって表示されるものに限る。）のうちいずれか少くない額を当該同一の暗号資産等又は金融指標に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額とし、顧客が一の暗号資産の売付け等を行うことによる他の暗号資産の買付け等及び当該他の暗号資産の売付け等を行うことによる当該一の暗号資産の買付け等を行っていると、これらに係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該一の暗号資産又は当該他の暗号資産に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額とすることができる。

44 前三項の「暗号資産等関連デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる暗号資産等関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 次に掲げる暗号資産等関連デリバティブ取引以外の暗号資産等関連デリバティブ取引 当該暗号資産等関連デリバティブ取引に係る暗号資産等の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額 「イ〜ハ 略」	一 次に掲げる暗号資産関連デリバティブ取引以外の暗号資産関連デリバティブ取引 当該暗号資産関連デリバティブ取引に係る暗号資産の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額 「イ〜ハ 同上」
二 次に掲げる暗号資産等関連デリバティブ取引 次に掲げる当該暗号資産等関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ次に定める取引に係る暗号資産等の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額 「イ〜ハ 略」	二 次に掲げる暗号資産関連デリバティブ取引 次に掲げる当該暗号資産関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ次に定める取引に係る暗号資産の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額 「イ〜ハ 同上」
45 第四十三項の「暗号資産等の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。 一 暗号資産等の売付け 「二〜四 略」	45 第四十三項の「暗号資産の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。 一 暗号資産の売付け 「二〜四 同上」
46 第四十三項の「暗号資産等の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。 一 暗号資産等の買付け 「二〜四 略」	46 第四十三項の「暗号資産の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。 一 暗号資産の買付け 「二〜四 同上」
47 第二項第四十九号及び第五十号の証拠金等は、有価証券又は暗号資産をもって充てることができる。 48 金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券又は暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、いずれか一の金融商品取引所における金	47 第二項第四十九号及び第五十号の証拠金等は、有価証券又は暗号資産をもって充てることができる。 48 金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券又は暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、いずれか一の金融商品取引所における金

金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額（暗号等資産をもって代用される場合において、当該額がないときは、金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額）とする。

49 「略」

50 第一項第四十九号又は第五十号の実預託額、同項第四十九号の約定時必要預託額及び同項第五十号の維持必要預託額は、複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第四十九号の規定の適用については、同号中「当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を」とあるのは「当該顧客が行っている特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

51 第一項第四十九号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 顧客が行おうとする特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に当該取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産等の組合せの暗号資産等リスク想定比率（これらの暗号資産等又は金融指標に係る相場の変動により発生し得る危険に相当する額の元本の額に対する比率として金融庁長官が定める方法により算出した比率をいう。以下この項及び次項において同じ。）を乗じて得た額（暗号資産等リスク想定比率を用いない

融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額（暗号資産をもって代用される場合において、当該額がないときは、金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額）とする。

49 「同上」

50 第一項第四十九号又は第五十号の実預託額、同項第四十九号の約定時必要預託額及び同項第五十号の維持必要預託額は、複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第四十九号の規定の適用については、同号中「当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を」とあるのは「当該顧客が行っている特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

51 「同上」

一 顧客が行おうとする特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に当該取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産の組合せの暗号資産等リスク想定比率（これらの暗号資産等又は金融指標に係る相場の変動により発生し得る危険に相当する額の元本の額に対する比率として金融庁長官が定める方法により算出した比率をいう。以下この項及び次項において同じ。）を乗じて得た額（暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引

い金融商品取引業者等にあつては、当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に百分の五十を乗じて得た額)

二 顧客が行おうとする特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引と当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産等の組合せの区分に応じ、当該区分ごとの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に当該区分ごとの暗号資産等リスク想定比率を乗じて得た額(暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、これらの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に百分の五十を乗じて得た額)

52 第一項第五十号及び第五十項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 顧客が行う各特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に当該取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産等の組合せの暗号資産等リスク想定比率を乗じて得た額(暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、当該各特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に百分の五十を乗じて得た額)

二 複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引について一括

業者等にあつては、当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に百分の五十を乗じて得た額)

二 顧客が行おうとする特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引と当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産の組合せの区分に応じ、当該区分ごとの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に当該区分ごとの暗号資産等リスク想定比率を乗じて得た額(暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、これらの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に百分の五十を乗じて得た額)

52 「同上」

一 顧客が行う各特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に当該取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産の組合せの暗号資産等リスク想定比率を乗じて得た額(暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、当該各特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に百分の五十を乗じて得た額)

二 複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引について一括し

して算出する場合 当該複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産等の組合せの区分に応じ、当該区分ごとの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に当該区分ごとの暗号資産等リスク想定比率を乗じて得た額（暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、当該複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に百分の五十を乗じて得た額）

53 第五十一項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が同一の暗号資産等又は金融指標について暗号資産等の売付け等及び暗号資産等の買付け等を行っているときは、これらに係る特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額（同一の通貨をもつて表示されるものに限る。）のうちいずれか少くない額を当該同一の暗号資産等又は金融指標に係る特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額とし、顧客が一の暗号資産等の売付け等を行うことによる他の暗号資産等の買付け等及び当該他の暗号資産等の売付け等を行うことによる当該一の暗号資産等の買付け等を行っているときは、これらに係る特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該一の暗号資産等又は当該他の暗号資産等に係る特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額とすることができる。

54 前三項の「特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額」とは、当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る暗号資産等

て算出する場合 当該複数の特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産の組合せの区分に応じ、当該区分ごとの特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に当該区分ごとの暗号資産等リスク想定比率を乗じて得た額（暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、当該複数の特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に百分の五十を乗じて得た額）

53 第五十一項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が同一の暗号資産等又は金融指標について暗号資産の売付け等及び暗号資産の買付け等を行っているときは、これらに係る特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引の額（同一の通貨をもつて表示されるものに限る。）のうちいずれか少くない額を当該同一の暗号資産又は金融指標に係る特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引の額とし、顧客が一の暗号資産の売付け等を行うことによる他の暗号資産の買付け等及び当該他の暗号資産の売付け等を行うことによる当該一の暗号資産の買付け等を行っているときは、これらに係る特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該一の暗号資産又は当該他の暗号資産に係る特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引の額とすることができる。

54 前三項の「特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引の額」とは、当該特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る暗号資産の価格

の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。

55 第五十三項の「暗号資産等の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 暗号資産等の売付け

二 「略」

56 第五十三項の「暗号資産等の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 暗号資産等の買付け

二 「略」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一十九 略」

二十 店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が売付け及び買付けの価格又は価格に相当する事項の双方がある場合に、これらの価格又は価格に相当する事項を同時に提示していない状況（当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあっては、当該価格又は価格に相当する事項を同時に個人である顧客に提示していない状況）

又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。

55 第五十三項の「暗号資産の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 暗号資産の売付け

二 「同上」

56 第五十三項の「暗号資産の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 暗号資産の買付け

二 「同上」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 「同上」

「一十九 同上」

二十 店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が売付け及び買付けの価格又は価格に相当する事項の双方がある場合に、これらの価格又は価格に相当する事項を同時に提示していない状況（当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあっては、当該価格又は価格に相当する事項を同時に個人である顧客に提示していない状況）

二十一 店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が顧客（当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあっては、個人に限る。）の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示していない状況

〔二十一の二（三十）略〕

三十一 暗号等資産の特性及び自己の業務体制に照らして、投資者の保護又は金融商品取引業等の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等をその行う金融商品取引業等の対象としないために必要な措置を講じていないと認められる状況

三十二 金融商品取引業者等が、その行う暗号等資産関連デリバティブ取引等（法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引等をいう。以下この号及び第二百三十二条第四号において同じ。）について、金融商品取引業等の顧客の暗号等資産関連デリバティブ取引等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号等資産関連デリバティブ取引等の状況その他の事情に応じ、顧客が法第八十五条の二十二第一項、第八十五条の二十三第一項又は第八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあるときは当該顧客との間の金融商品取引業等に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号等資産関連デリバティブ取引等

二十一 店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が顧客（当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあっては、個人に限る。）の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示していない状況

〔二十一の二（三十）同上〕

三十一 暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、投資者の保護又は金融商品取引業等の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等をその行う金融商品取引業等の対象としないために必要な措置を講じていないと認められる状況

三十二 金融商品取引業者等が、その行う暗号資産関連デリバティブ取引等（法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引等をいう。以下この号及び第二百三十二条第四号において同じ。）について、金融商品取引業等の顧客の暗号資産関連デリバティブ取引等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号資産関連デリバティブ取引等の状況その他の事情に応じ、顧客が法第八十五条の二十二第一項、第八十五条の二十三第一項又は第八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあるときは当該顧客との間の金融商品取引業等に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号資産関連デリバティブ取引等に係る不公

に係る不正な行為の防止を図るために必要な措置を講じていないと認められる状況

三十三 暗号資産等の相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等若しくは受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

三十四 金融商品取引業者等が、その行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するため必要な措置を講じていないと認められる状況

三十五 顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として暗号資産等関連デリバティブ取引（暗号資産等関連市場デリバティブ取引、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引又は暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引をいう。以下この号及び次号にお

正な行為の防止を図るために必要な措置を講じていないと認められる状況

三十三 暗号資産等の相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等若しくは受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

三十四 金融商品取引業者等が、その行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置を講じていないと認められる状況

三十五 顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として暗号資産等関連デリバティブ取引（暗号資産等関連市場デリバティブ取引、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引又は暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ

いて同じ。)を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。
()に限る。以下この号において同じ。)がその計算において行つた暗号資産等関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする暗号資産等関連デリバティブ取引の決済(次号において「ロスカット取引」という。)を行うための十分な管理体制を整備していない状況

三十六 暗号資産等関連デリバティブ取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況

〔2〕13 略〕

14 第一項第三十五号の「暗号資産等関連市場デリバティブ取引」とは、暗号資産等を対象とする市場デリバティブ取引であつて、法第二十一条第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引(同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引(同項第一号若しくは第二号に掲げる取引に係るもの又は同号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係るものに限る。)であるものに限る。)をいう。

15 第一項第三十五号の「暗号資産等関連店頭デリバティブ取引」とは、暗号資産等を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二十一条第一号若しくは第二号に掲げる取引、同項第三号に掲げる取引(同号に規定する権利を行使することにより成立する取引

。)を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。
以下この号において同じ。)がその計算において行つた暗号資産等関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする暗号資産等関連デリバティブ取引の決済(次号において「ロスカット取引」という。)を行うための十分な管理体制を整備していない状況

三十六 暗号資産等関連デリバティブ取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況

〔2〕13 同上〕

14 第一項第三十五号の「暗号資産等関連市場デリバティブ取引」とは、暗号資産等を対象とする市場デリバティブ取引であつて、法第二十一条第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引(同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引(同項第一号若しくは第二号に掲げる取引に係るもの又は同号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係るものに限る。)であるものに限る。)をいう。

15 第一項第三十五号の「暗号資産等関連店頭デリバティブ取引」とは、暗号資産等を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二十一条第一号若しくは第二号に掲げる取引、同項第三号に掲げる取引(同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が

引が同項第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引をいう。

16 第一項第三十五号の「暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引」とは、外国市場デリバティブ取引であつて、第十四項に規定する暗号資産等関連市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。

（分別管理が確保されているもの）

第二百二十五条 法第四十条の三に規定する内閣府令で定めるものは、同条に規定する権利又は有価証券に関し出資され、又は拠出された金銭を充てて事業を行う者（当該事業に係る業務を執行する者を含む。以下この条において「事業者」という。）に対し、当該事業者の定款（当該事業に係る規約その他の権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為を含む。）により次に掲げる基準を満たすことが義務付けられていることにより、当該金銭が当該事業者の固有財産その他当該事業者の行う他の事業に係る財産と分別して管理されていることが確保されているものとする。

一 「略」

二 当該金銭が、次に掲げる方法により、適切に管理されていること。

「イ」ニ 略」

ホ 電子決済手段等取引業者等（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者又は同条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいう。）への管理の委

同項第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引をいう。

16 第一項第三十五号の「暗号資産関連外国市場デリバティブ取引」とは、外国市場デリバティブ取引であつて、第十四項に規定する暗号資産関連市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。

（分別管理が確保されているもの）

第二百二十五条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ」ニ 同上」

「号の細分を加える。」

託（他人のために電子決済手段の管理を信託業法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定に基づき信託業として行う信託会社等（資金決済に関する法律第二条第二十六項に規定する信託会社等をいう。第二百二十六条の二第三号において同じ。）への当該管理の委託を含み、当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の適用除外）

第二百二十六条の二 令第十六条の九第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 他人のために暗号資産の管理を業として行うことにつき法律に特別の規定のある者が当該管理を行う場合
- 二 他人のために電子決済手段の管理を業として行うことにつき資金決済に関する法律に特別の規定のある者が当該管理を行う場合
- 三 他人のために電子決済手段の管理を信託業法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定に基づき信託業として行う信託会社等が当該管理を行う場合

（分別管理）

第二百三十二条 金融商品取引業者等は、法第四十二条の四の規定に基づき運用財産を管理する場合において、当該運用財産が金銭（暗号等資産を含む。次項において同じ。）であるときは、第二百二十五条

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の適用除外）

第二百二十六条の二 令第十六条の九第三号に規定する内閣府令で定める場合は、他人のために暗号資産の管理を業として行うことにつき法律に特別の規定のある者が当該管理を行う場合とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

（分別管理）

第二百三十二条 金融商品取引業者等は、法第四十二条の四の規定に基づき運用財産を管理する場合において、当該運用財産が金銭（暗号資産を含む。次項において同じ。）であるときは、第二百二十五条第

第二号イからホまでに掲げる方法により、当該金銭を管理しなければならない。

〔2・3 略〕

（運用報告書の交付）

第百三十四条 法第四十二条の七第一項の運用報告書（以下この条及び次条において単に「運用報告書」という。）には、次に掲げる事項（第九号から第十一号までに掲げる事項にあつては、運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合に限る。）を記載しなければならない。

一 〔略〕

二 当該運用報告書の基準日における運用財産の状況として次に掲げる事項

イ 金銭の額（暗号等資産の額を含む。）

〔ロ・ハ 略〕

〔三十一 略〕

〔2～5 略〕

（金銭の区分管理）

第百四十三条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第一項の規定に基づき金銭その他の保証金を管理する場合において、当該保証金が金銭であるときは、次の各号に掲げるデリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等又は商品関連市場デリバティブ取引

二号イからニまでに掲げる方法により、当該金銭を管理しなければならない。

〔2・3 同上〕

（運用報告書の交付）

第百三十四条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 金銭の額（暗号資産の額を含む。）

〔ロ・ハ 同上〕

〔三十一 同上〕

〔2～5 同上〕

（金銭の区分管理）

第百四十三条 〔同上〕

若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に該当するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

- 一 通貨関連デリバティブ取引等及び暗号資産等関連デリバティブ取引等 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託
- 二 前号に掲げるデリバティブ取引等以外のもの 次に掲げる方法
「イ」ハ 略

- ニ 媒介等相手方への預託（金融商品取引業者等が、特定業者等を媒介等相手方として第二百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引及び同条第十五項に規定する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引以外の店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この号及び次項において同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合に、当該特定業者等に当該店頭デリバティブ取引に係る保証金として金銭を預託するときに限る。）

- 2 前項の金銭には、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引、暗号資産関連店頭デリバティブ取引又は第百十六条第一項第五号イに掲げる取引に該当するものを除く。第百四十四条第三項において同じ。）に関し、顧客が担保に供した金銭を含まないものとする。

3 「略」

- 4 第一項第一号の「暗号資産等関連デリバティブ取引等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 第二百二十三条第十四項に規定する暗号資産等関連市場デリバティブ

- 一 通貨関連デリバティブ取引等及び暗号資産等関連デリバティブ取引等 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託
- 二 「同上」

「イ」ハ 同上

- ニ 媒介等相手方への預託（金融商品取引業者等が、特定業者等を媒介等相手方として第二百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引及び同条第十五項に規定する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引以外の店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この号及び次項において同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合に、当該特定業者等に当該店頭デリバティブ取引に係る保証金として金銭を預託するときに限る。）

- 2 前項の金銭には、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引、暗号資産関連店頭デリバティブ取引又は第百十六条第一項第五号イに掲げる取引に該当するものを除く。第百四十四条第三項において同じ。）に関し、顧客が担保に供した金銭を含まないものとする。

3 「同上」

- 4 第一項第一号の「暗号資産等関連デリバティブ取引等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 第二百二十三条第十四項に規定する暗号資産等関連市場デリバティブ

イブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

二 第二百二十三条第十五項に規定する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理

三 第二百二十三条第十六項に規定する暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

（顧客区分管理信託の要件等）

第四百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託（以下「顧客区分管理信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一 金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等の行う通貨関連デリバティブ取引等（前条第三項に規定する通貨関連デリバティブ取引等をいう。以下この条において同じ。）又は暗号資産等関連デリバティブ取引等（前条第四項に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引等をいう。以下この条において同じ。）に係る顧客を元本の受益者とするものであること。

「二〇五 略」

六 信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額（個別顧客区分管理金額（金融商品取引業者等が廃止その他の理由により金融商

ブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

二 第二百二十三条第十五項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理

三 第二百二十三条第十六項に規定する暗号資産関連外国市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

（顧客区分管理信託の要件等）

第四百四十三条の二 「同上」

一 金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等の行う通貨関連デリバティブ取引等（前条第三項に規定する通貨関連デリバティブ取引等をいう。以下この条において同じ。）又は暗号資産等関連デリバティブ取引等（前条第四項に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引等をいう。以下この条において同じ。）に係る顧客を元本の受益者とするものであること。

「二〇五 同上」

六 信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額（個別顧客区分管理金額（金融商品取引業者等が廃止その他の理由により金融商

品取引業等を行わないこととなる場合に顧客に返還すべき通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等に係る法第四十三条の三第一項に規定する金銭その他の保証金の額を当該顧客ごとに算定した額をいう。第十四号及び次条第一項において同じ。）の合計額をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、金融商品取引業者等によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること。

「七十五 略」

2 前項第六号の金銭その他の保証金の額には、同号の通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができるものとする。

3 第一項第六号に規定する個別顧客区分管理金額の算定に当たっては、金融商品取引業者等が顧客との間に一括清算の約定をした基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引について当該一括清算事由が生じた時における評価額で当該顧客の評価損となるもの（当該通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等に係るものとする。）の合計額をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、金融商品取引業者等によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること。

品取引業等を行わないこととなる場合に顧客に返還すべき通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等に係る法第四十三条の三第一項に規定する金銭その他の保証金の額を当該顧客ごとに算定した額をいう。第十四号及び次条第一項において同じ。）の合計額をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、金融商品取引業者等によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること。

「七十五 同上」

2 前項第六号の金銭その他の保証金の額には、同号の通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができるものとする。

3 第一項第六号に規定する個別顧客区分管理金額の算定に当たっては、金融商品取引業者等が顧客との間に一括清算の約定をした基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引について当該一括清算事由が生じた時における評価額で当該顧客の評価損となるもの（当該通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等に係るものとする。）の合計額をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、金融商品取引業者等によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること。

るものを除く。)があるときは、当該基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除することができる。

4
〔略〕

第五款 暗号等資産関連業務に関する特則

(暗号等資産関連行為)

第四百四十六条の三 法第四十三条の六第一項に規定する内閣府令で定める金融商品取引行為は、次に掲げる行為とする。

一 〔略〕

二 暗号等資産関連有価証券又は暗号等資産関連有価証券若しくは金融指標(暗号等資産関連有価証券の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為

イ 暗号等資産関連有価証券についての法第二条第八項第一号から第四号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第一号から第四号までに掲げる行為

ロ 〔略〕

ハ 暗号等資産関連有価証券についての法第二条第八項第十六号若しくは第十七号又は令第一条の十二第二号に掲げる行為

のを除く。)があるときは、当該基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産関連デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除することができる。

4
〔同上〕

第五款 暗号資産関連業務に関する特則

(暗号資産関連行為)

第四百四十六条の三 〔同上〕

一 〔同上〕

二 暗号資産関連有価証券又は暗号資産関連有価証券若しくは金融指標(暗号資産関連有価証券の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為

イ 暗号資産関連有価証券についての法第二条第八項第一号から第四号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第一号から第四号までに掲げる行為

ロ 〔同上〕

ハ 暗号資産関連有価証券についての法第二条第八項第十六号若しくは第十七号又は令第一条の十二第二号に掲げる行為

2 前項第二号の「暗号等資産関連有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 信託受益権等のうち、当該信託受益権に係る信託財産を主として暗号等資産又は法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用するもの
- 二 出資対象事業持分のうち、当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として暗号等資産又は法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業であるもの

3 信託受益権等のうち当該信託受益権に係る信託財産を主として前項各号に掲げるものに対する投資（同項各号に掲げるもの及び暗号等資産又は法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資を含む。以下この項において同じ。）として運用するものについては前項第一号に掲げるものと、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として同項各号に掲げるものに対する投資を行う事業であるものについては同項第二号に掲げるものと、それぞれみなして、同項及びこの項の規定を適用する。

（暗号等資産の性質に関する説明）

第百四十六条の四 金融商品取引業者等は、法第四十三条の六第一項の規定に基づき、顧客（金融商品取引業者等（暗号等資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。））、暗号資産交換業者

2 前項第二号の「暗号資産関連有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 信託受益権等のうち、当該信託受益権に係る信託財産を主として暗号資産又は法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用するもの
- 二 出資対象事業持分のうち、当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として暗号資産又は法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業であるもの

3 信託受益権等のうち当該信託受益権に係る信託財産を主として前項各号に掲げるものに対する投資（同項各号に掲げるもの及び暗号資産又は法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資を含む。以下この項において同じ。）として運用するものについては前項第一号に掲げるものと、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として同項各号に掲げるものに対する投資を行う事業であるものについては同項第二号に掲げるものと、それぞれみなして、同項及びこの項の規定を適用する。

（暗号資産の性質に関する説明）

第百四十六条の四 金融商品取引業者等は、法第四十三条の六第一項の規定に基づき、顧客（金融商品取引業者等（暗号資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。））及び暗号資産交換業者

等及び電子決済手段等取引業者等を除く。以下この条において同じ。
。）を相手方とし、又は顧客のために暗号等資産関連行為（同項に規定する暗号等資産関連行為をいう。）を行うときは、あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、暗号等資産の性質に関する説明をしなければならない。

2 金融商品取引業者等は、前項に規定する説明をする場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

- 一 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- 二 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 三 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。
- 四 当該暗号等資産関連行為に関する暗号等資産の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

五 その他暗号等資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項
〔項を削る。〕

等を除く。以下この条において同じ。）を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為（同項に規定する暗号資産関連行為をいう。）を行うときは、あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、暗号資産の性質に関する説明をしなければならない。

2 〔同上〕

- 一 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- 二 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 三 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。
- 四 当該暗号資産関連行為に関する暗号資産の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

3|| 五 その他暗号資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項
金融商品取引業者等は、その営業所又は事務所において、第一項の暗号資産関連行為を行う場合において、同項に規定する説明をするときは、前項各号に掲げる事項を当該顧客の目につきやすいように窓口に掲示してするものとする。

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇九 略」

十 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為

十一 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものとなることを知りながら、当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託等をする行為

2

「略」

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百三十二条 法第六十条の十三において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一〇三 略」

四 取引所取引許可業者が、その行う暗号等資産関連デリバティブ取引等について、取引所取引業務(暗号等資産)に関する取引所取引に係るものに限る。以下この号において同じ。)の顧客の暗号

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 「同上」

「一〇九 同上」

十 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為

十一 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものとなることを知りながら、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託等をする行為

2

「同上」

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百三十二条 「同上」

「一〇三 同上」

四 取引所取引許可業者が、その行う暗号資産関連デリバティブ取引等について、取引所取引業務(暗号資産)に関する取引所取引に係るものに限る。以下この号において同じ。)の顧客の暗号資産

等資産関連デリバティブ取引等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号等資産関連デリバティブ取引等の状況その他の事情に応じ、顧客が法第八十五条の二十二第一項、第八十五条の二十三第一項又は第八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該顧客との間の取引所取引業務に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号等資産関連デリバティブ取引等に係る不正な行為の防止を図るために必要な措置を講じていないと認められる状況

五 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等若しくは受託等を行う行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

(適格機関投資家等特例業務の相手方)
第二百三十三条の二 「略」

2 令第十七条の十二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるものに限る。次項第一号イ及び第二号並びに第四項第二号から第四号までにおいて同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれることとす

関連デリバティブ取引等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号資産関連デリバティブ取引等の状況その他の事情に応じ、顧客が法第八十五条の二十二第一項、第八十五条の二十三第一項又は第八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該顧客との間の取引所取引業務に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号資産関連デリバティブ取引等に係る不正な行為の防止を図るために必要な措置を講じていないと認められる状況

五 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等若しくは受託等を行う行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

(適格機関投資家等特例業務の相手方)
第二百三十三条の二 「同上」

2 令第十七条の十二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるものに限る。次項第一号イ及び第二号並びに第四項第二号から第四号までにおいて同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれることとす

る。

〔3〕6 略〕

（海外投資家等の範囲）

第二百四十六条の十 法第六十三条の八第二項第一号に規定する内閣府令で定める要件は、外国法人又は次に掲げる要件のいずれかに該当する外国に住所を有する個人であることとする。

一 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 〔略〕

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産（第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。

）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ハ 〔略〕

二 〔略〕

三 取得時点前一年間におけるその一月当たりの平均的な契約（第六十二条第一項第三号イからトまでに掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。

〔四・五 略〕

〔2・3 略〕

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

る。

〔3〕6 同上〕

（海外投資家等の範囲）

第二百四十六条の十 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産（第六十二条第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。

）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ハ 〔同上〕

二 〔同上〕

三 取得時点前一年間におけるその一月当たりの平均的な契約（第六十二条第一項第三号イからヘまでに掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。

〔四・五 同上〕

〔2・3 同上〕

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二百六十九条 令第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 暗号等資産に関する金融商品仲介行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

（誇大広告をしてはならない事項）

第二百七十一条 法第六十六条の十第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・十二 略」

十三 金融商品仲介業者が暗号等資産に関する金融商品仲介行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産の性質

ロ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用

第二百六十九条 「同上」

「一・二 同上」

三 暗号資産に関する金融商品仲介行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

（誇大広告をしてはならない事項）

第二百七十一条 「同上」

「一・十二 同上」

十三 金融商品仲介業者が暗号資産に関する金融商品仲介行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産の性質

ロ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用

は信用又はその行う事業に関する事項

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一、二十八 略」

二十九 暗号等資産関連契約（法第六十六条の十五において準用する法第四十三条の六第二項に規定する契約をいう。次号において同じ。）の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う金融商品仲介業（暗号等資産に関する金融商品仲介行為に係るものに限る。第三十三号において同じ。）に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（暗号等資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。））、暗号資産交換業者等及び電子決済手段等取引業者等を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さず、第二百七十一条第五号から第七号まで又は第十三号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

三十 顧客に対し、第二百六十九条第三号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大ききで表示しないことを含む。）暗号等資産関連契約の締結の勧誘をする行為

又はその行う事業に関する事項

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 「同上」

「一、二十八 同上」

二十九 暗号資産関連契約（法第六十六条の十五において準用する法第四十三条の六第二項に規定する契約をいう。次号において同じ。）の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う金融商品仲介業（暗号資産に関する金融商品仲介行為に係るものに限る。第三十三号において同じ。）に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（暗号資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。））及び暗号資産交換業者等を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さず、第二百七十一条第五号から第七号まで又は第十三号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

三十 顧客に対し、第二百六十九条第三号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大ききで表示しないことを含む。）暗号資産関連契約の締結の勧誘をする行為

三十一 「略」

三十二 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作務的なものとなることを知りながら、当該暗号等資産等に係る市場デリバティブ取引の委託の媒介をする行為

三十三 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、所属金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該所属金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該所属金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該金融商品仲介業者の行う金融商品仲介業の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

〔2・3 略〕

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百八十一条 法第六十六条の十五において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

〔一〇十二 略〕

十三 金融商品仲介業者が、所属金融商品取引業者等がその行う金

三十一 「同上」

三十二 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作務的なものとなることを知りながら、当該暗号資産等に係る市場デリバティブ取引の委託の媒介をする行為

三十三 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、所属金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該所属金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該所属金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該金融商品仲介業者の行う金融商品仲介業の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

〔2・3 同上〕

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百八十一条 「同上」

〔一〇十二 同上〕

十三 金融商品仲介業者が、所属金融商品取引業者等がその行う金

融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該所属金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該所属金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置を講じていないと認められる状況

（暗号等資産関連行為）

第二百八十一条の二 法第六十六条の十五において読み替えて準用する法第四十三条の六第一項に規定する内閣府令で定める金融商品仲介行為は、次に掲げる行為とする。

一 「略」

二 第四百四十六条の三第一項第二号に規定する暗号等資産関連有価証券又はデリバティブ取引についての次に掲げる行為

イ 当該暗号等資産関連有価証券についての法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第二号に掲げる行為

ロ 「略」

（暗号等資産の性質に関する説明）

第二百八十一条の三 金融商品仲介業者は、法第六十六条の十五にお

融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該所属金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該所属金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置を講じていないと認められる状況

（暗号資産関連行為）

第二百八十一条の二 「同上」

一 「同上」

二 第四百四十六条の三第一項第二号に規定する暗号資産関連有価証券又はデリバティブ取引についての次に掲げる行為

イ 当該暗号資産関連有価証券についての法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第二号に掲げる行為

ロ 「同上」

（暗号資産の性質に関する説明）

第二百八十一条の三 金融商品仲介業者は、法第六十六条の十五にお

いて準用する法第四十三条の六第一項の規定に基づき、顧客（金融商品取引業者等（暗号等資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。））、暗号資産交換業者等及び電子決済手段等取引業者等を除く。以下この条において同じ。）を相手方とし、又は顧客のために暗号等資産関連行為（同項に規定する暗号等資産関連行為をいう。）を行うときは、あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、暗号等資産の性質に関する説明をしなければならない。

2 金融商品仲介業者は、前項に規定する説明をする場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

- 一 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- 二 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 三 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができること。
- 四 当該暗号等資産関連行為に関する暗号等資産の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

五 その他暗号等資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項
〔項を削る。〕

いて準用する法第四十三条の六第一項の規定に基づき、顧客（金融商品取引業者等（暗号資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。））及び暗号資産交換業者等を除く。以下この条において同じ。）を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為（同項に規定する暗号資産関連行為をいう。）を行うときは、あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、暗号資産の性質に関する説明をしなければならない。

2
〔同上〕

- 一 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- 二 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 三 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができること。
- 四 当該暗号資産関連行為に関する暗号資産の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

3|| 五 その他暗号資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項
金融商品仲介業者は、その営業所又は事務所において、第一項の暗号資産関連行為を行う場合において、同項に規定する説明をする

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第三百三十七条 法第六十六条の五十七第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一・二 略」

三 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものを形成させるべき当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

ときは、前項各号に掲げる事項を当該顧客の目につきやすいように窓口に掲示してするものとする。

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第三百三十七条 「同上」

「一・二 同上」

三 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものを形成させるべき当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）

（日本産業規格A4）

（第1面） [略]

（第2面）

[略]	
19 <u>暗号等資産</u> 又は金融指標（ <u>暗号等資産</u> の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（ <u>暗号等資産</u> 又は金融指標（ <u>暗号等資産</u> の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う旨）
20 <u>暗号等資産</u> 又は金融指標（ <u>暗号等資産</u> の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（ <u>暗号等資産</u> 又は金融指標（ <u>暗号等資産</u> の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う旨）
[略]	

（注意事項）

[1～4 略]

[（第3面）～（第11面） 略]

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）

（日本産業規格A4）

（第1面） [同左]

（第2面）

[同左]	
19 <u>暗号資産</u> 又は金融指標（ <u>暗号資産</u> の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（ <u>暗号資産</u> 又は金融指標（ <u>暗号資産</u> の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う旨）
20 <u>暗号資産</u> 又は金融指標（ <u>暗号資産</u> の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（ <u>暗号資産</u> 又は金融指標（ <u>暗号資産</u> の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う旨）
[同左]	

（注意事項）

[1～4 同左]

[（第3面）～（第11面） 同左]

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

〔略〕

1 業務の状況

〔(1)～(10－3) 略〕

(11) 自己資本規制比率の状況

		当 期 末
〔略〕		
リスク相当額	〔略〕	
	暗号等資産等による控除額	
	〔略〕	
〔略〕		

（注意事項）

〔1～3 略〕

- 4 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号等資産等による控除額（一の暗号等資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号等資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除し

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

〔同左〕

1 〔同左〕

〔(1)～(10－3) 同左〕

(11) 〔同左〕

		当 期 末
〔同左〕		
リスク相当額	〔同左〕	
	暗号資産等による控除額	
	〔同左〕	
〔同左〕		

（注意事項）

〔1～3 同左〕

- 4 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額（一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額

た金額を記載すること。

[12～14 略]

- (15) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

[①～⑤ 略]

- ⑥ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
[略]					
合計額			円 () うち暗号等 資産での出 資 円	[略]	[略]

(注意事項)

[1～3 略]

- 4 暗号等資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号等資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。
- ⑦ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

を記載すること。

[12～14 同左]

- (15) [同左]

[①～⑤ 同左]

- ⑥ [同左]

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
[同左]					
合計額			円 () うち暗号資 産での出資 円	[同左]	[同左]

(注意事項)

[1～3 同左]

- 4 暗号資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。
- ⑦ [同左]

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1 年前)	1 口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1 年 前)	
	[略]		
[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[1～5 略]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1 年前)	1 口当たりの出 資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資（1 年前 ）	
	[同左]		
[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[1～5 同左]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の

計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうちに非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

[8～12 略]

⑧ [略]

(15－2) 自ら行った外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

[①～③ 略]

④ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうちに非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

[8～12 同左]

⑧ [同左]

(15－2) [同左]

[①～③ 同左]

④ [同左]

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
[略]					
合計額			円 () うち暗号等資産での出資 円	[略]	[略]

(注意事項)

[略]

- ⑤ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（1年前）	
	[略]		
[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
[同左]					
合計額			円 () うち暗号資産での出資 円	[同左]	[同左]

(注意事項)

[同左]

- ⑤ [同左]

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額
	[同左]		
	うち暗号資産での出資	うち暗号資産での出資（1年前）	
	[同左]		
[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	

[略]
[略]

(注意事項)

[略]

⑥ [略]

(16) みなし有価証券の売買等の状況

[略]

[①～③ 略]

④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[略]					
合計額			円 () うち暗号等 資産での出 資 円	[略]	[略]

(注意事項)

[1～3 略]

4 暗号等資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号等資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の

[同左]
[同左]

(注意事項)

[同左]

⑥ [同左]

(16) [同左]

[同左]

[①～③ 同左]

④ [同左]

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[同左]					
合計額			円 () うち暗号資 産での出資 円	[同左]	[同左]

(注意事項)

[1～3 同左]

4 暗号資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑤ [同左]

状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1 年前)	1 口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（1 年 前)	
	[略]		
[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[1～5 略]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資（1年前 ）	
	[同左]		
[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[1～5 同左]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（１年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、基準時の１年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

７ 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうちに非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

[８～１３ 略]

(16－２) 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況

[略]

① [略]

② 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[略]					

「総出資額（１年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、基準時の１年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

７ 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうちに非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

[８～１３ 同左]

(16－２) [同左]

[同左]

① [同左]

② [同左]

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[同左]					

合計額	円 () うち暗号等 資産での出 資 円	[略]	[略]
-----	--------------------------------------	-----	-----

(注意事項)

[略]

③ 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1 年前)	1 口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（1 年 前)	
	[略]		
[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[略]

(16-3) 電子記録移転権利から除かれた権利の売買等の状況

合計額	円 () うち暗号資 産での出資 円	[同左]	[同左]
-----	---------------------------------	------	------

(注意事項)

[同左]

③ [同左]

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資（1年前 ）	
	[同左]		
[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[同左]

(16-3) [同左]

[略]

[①～③ 略]

- ④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った電子記録移転権利から除かれた権利一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[略]					
合計額			円 () うち暗号等 資産での出 資 円	[略]	[略]

(注意事項)

[略]

- ⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った電子記録移転権利から除かれた権利の状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（1年 前）	
	[略]		
[略]			

[同左]

[①～③ 同左]

- ④ [同左]

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[同左]					
合計額			円 () うち暗号資 産での出資 円	[同左]	[同左]

(注意事項)

[同左]

- ⑤ [同左]

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資（1年前 ）	
	[同左]		
[同左]			

	区分	金額	備考
ファンドの資産構成	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		
	[略]		

(注意事項)

[略]

[(17)～ (26－ 2) 略]

2 [略]

	区分	金額	備考
ファンドの資産構成	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		
	[同左]		

(注意事項)

[同左]

[(17)～ (26－ 2) 同左]

2 [同左]

別紙様式第十五号（第百七十九条第三項関係）

（日本産業規格A 4）

自己資本規制比率に関する届出書（ 年 月 日現在）

商 号

		当	日	対前日増減
[略]				
リスク相当額	[略]			
	暗号等資産等による控除額			
	[略]			
[略]				

（注意事項）

[1 ・ 2 略]

- 3 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号等資産等による控除額（一の暗号等資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号等資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額を記載すること。

別紙様式第十五号（第百七十九条第三項関係）

（日本産業規格A 4）

自己資本規制比率に関する届出書（ 年 月 日現在）

商 号

		当	日	対前日増減
[同左]				
リスク相当額	[同左]			
	暗号資産等による控除額			
	[同左]			
[同左]				

（注意事項）

[1 ・ 2 同左]

- 3 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額（一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額を記載すること。

別紙様式第十五号の二（第百八十三条第一項、第二項関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期説明書類 ⎧ 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

〔略〕

1 業務の状況

〔(1)～(10) 略〕

- (11) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

〔①～⑤ 略〕

- ⑥ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業 持分の名称	設定年月日	存続期間の終 期	総出資額	備考
〔略〕				
合計額			円 () うち暗号等資 産での出資 円	〔略〕

（注意事項）

〔1～3 略〕

別紙様式第十五号の二（第百八十三条第一項、第二項関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期説明書類 ⎧ 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

〔同左〕

1 〔同左〕

〔(1)～(10) 同左〕

- (11) 〔同左〕

〔①～⑤ 同左〕

- ⑥ 〔同左〕

出資対象事業 持分の名称	設定年月日	存続期間の終 期	総出資額	備考
〔同左〕				
合計額			円 () うち暗号資産 での出資 円	〔同左〕

（注意事項）

〔1～3 同左〕

4 暗号等資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号等資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑦ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（1年 前）	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[1～5 略]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間

4 暗号資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑦ [同左]

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資 (1年前)	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[1～5 同左]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間

末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[7～9 略]

⑧ [略]

(11－2) 自ら行った外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

[①～③ 略]

④ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業 持分の名称	設定年月日	存続期間の終 期	総出資額	備考
[略]				
合計額			円 () うち <u>暗号等資 産</u> での出資 円	[略]

(注意事項)

[略]

⑤ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの 出資額
	[略]		
	うち <u>暗号等資 産</u> での出資	うち <u>暗号等資産</u> での出資（1年	

末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[7～9 同左]

⑧ [同左]

(11－2) [同左]

[①～③ 同左]

④ [同左]

出資対象事業 持分の名称	設定年月日	存続期間の終 期	総出資額	備考
[同左]				
合計額			円 () うち <u>暗号資産</u> での出資 円	[同左]

(注意事項)

[同左]

⑤ [同左]

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの 出資額
	[同左]		
	うち <u>暗号資産</u> での出資	うち <u>暗号資産</u> で の出資（1年前	

		前)	/
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[略]

⑥ [略]

(12) みなし有価証券の売買等の状況

[略]

[①～③ 略]

④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	備考
[略]				
合計額			円	[略]
			() うち暗号等資産での出資	
			円	

(注意事項)

[1～3 略]

4 暗号等資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号等資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

[略]			
	総出資額	総出資額	1口当たりの出

		)	/
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[同左]

⑥ [同左]

(12) [同左]

[同左]

[①～③ 同左]

④ [同左]

権利の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	備考
[同左]				
合計額			円	[同左]
			() うち暗号資産での出資	
			円	

(注意事項)

[1～3 同左]

4 暗号資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑤ [同左]

[同左]			
	総出資額	総出資額	1口当たりの出

出資額		(1 年前)	資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（1 年 前）	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[1～5 略]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[7～10 略]

(12－2) 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況

[略]

① [略]

出資額		(1年前)	資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資 (1年前)	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[1～5 同左]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[7～10 同左]

(12－2) [同左]

[同左]

① [同左]

② 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[略]					
合計額			円 () うち暗号等 資産での出 資 円	[略]	[略]

(注意事項)

[略]

③ 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（1年 前）	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[略]

(12-3) 電子記録移転権利から除かれた権利の売買等の状況

[略]

[①～③ 略]

④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った電子記録移転権利から除かれた権利一覧表

② [同左]

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[同左]					
合計額			円 () うち暗号資 産での出資 円	[同左]	[同左]

(注意事項)

[同左]

③ [同左]

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資（1年前 ）	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[同左]

(12-3) [同左]

[同左]

[①～③ 同左]

④ [同左]

権利の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	備考
[略]				
合計額			円 () うち暗号等資産での出資 円	[略]

(注意事項)

[略]

- ⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った電子記録移転権利から除かれた権利の状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（1年 前）	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[略]

[13]～(21) 略]

2 [略]

権利の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	備考
[同左]				
合計額			円 () うち暗号資産での出資 円	[同左]

(注意事項)

[同左]

- ⑤ [同左]

〔同左〕			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	〔同左〕		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資（1年前 ）	
	〔同左〕		
〔同左〕			

(注意事項)

[同左]

[13]～(21) 同左]

2 [同左]

別紙様式第十七号の四（第二百八条の十二第一項関係）

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書〔 年 月 日から 年 月 日まで〕
年 月 日提出

商号
所在地
代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[(1)～(3) 略]

(4) 連結自己資本規制比率の状況

当 期 末	
[略]	
リスク相当額	[略]
	暗号等資産等による控除額
	[略]
[略]	

(注意事項)

[1・2 略]

3 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号等資産等による控除額（一の暗号等資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号等資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額を記載すること。

2 [略]

別紙様式第十七号の四（第二百八条の十二第一項関係）

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書〔 年 月 日から 年 月 日まで〕
年 月 日提出

商号
所在地
代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) [同左]

当 期 末	
[同左]	
リスク相当額	[同左]
	暗号資産等による控除額
	[同左]
[同左]	

(注意事項)

[1・2 同左]

3 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額（一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額を記載すること。

2 [同左]

別紙様式第二十一号の二（第二百四十六条の三関係）

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$
 年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[(1)～(11) 略]

(12) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[1～12 略]

13 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的

別紙様式第二十一号の二（第二百四十六条の三関係）

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$
 年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

[(1)～(11) 同左]

(12) [同左]

[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[1～12 同左]

13 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な

な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

[14～17 略]

18 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[19～26 略]

(12—2) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[略]

資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

[14～17 同左]

18 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[19～26 同左]

(12—2) [同左]

[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[同左]

2 [略]

2 [同左]

別紙様式第二十一号の七（第二百四十六条の三十三関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$
年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

〔略〕

1 業務の状況

〔(1)～(11—2) 略〕

(12) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

〔略〕			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	〔略〕		
	暗号等資産	〔略〕	
	〔略〕		
〔略〕			

（注意事項）

〔1～9 略〕

10 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的

別紙様式第二十一号の七（第二百四十六条の三十三関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$
年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

〔同左〕

1 〔同左〕

〔(1)～(11—2) 同左〕

(12) 〔同左〕

[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		
[同左]			

（注意事項）

〔1～9 同左〕

10 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な

な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

[11～14 略]

15 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[16～19 略]

(12－2) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[略]

資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

[11～14 同左]

15 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[16～19 同左]

(12－2) [同左]

[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[同左]

2 [略]

2 [同左]

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$
 年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

[略]

1 業務の状況

[(1)～(10) 略]

(11) 法附則第3条の3第5項第1号イ又は第2号イに掲げる行為に係る業務の状況

[①～⑥ 略]

⑦ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（1年 前）	
	[略]		

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$
 年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

[同左]

1 [同左]

[(1)～(10) 同左]

(11) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ [同左]

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資（1年 前）	
	[同左]		

[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[1～5 略]

- 6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

- 7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及

[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[1～5 同左]

- 6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

- 7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及

び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうちに非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

[8～13 略]

⑧ [略]

⑨ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1 年前)	1 口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（1 年 前）	
	[略]		
[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		

び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうちに非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

[8～13 同左]

⑧ [同左]

⑨ [同左]

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資（1年前 ）	
	[同左]		
[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		

[略]

(注意事項)

[略]

⑩ [略]

⑪ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1 年前)	1 口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（1 年 前）	
	[略]		
[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[略]

(12) [略]

(13) 法附則第3条の3第5項第1号ハ又は第2号ハに掲げる行為に係る業務の状況

[①～⑤ 略]

[同左]

(注意事項)

[同左]

⑩ [同左]

⑪ [同左]

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資（1年前 ）	
	[同左]		
[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[同左]

(12) [同左]

(13) [同左]

[①～⑤ 同左]

⑥ ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		
[略]			

（注意事項）

[1～9 略]

- 10 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

[11～13 略]

- 14 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資

⑥ [同左]

[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		
[同左]			

（注意事項）

[1～9 同左]

- 10 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

[11～13 同左]

- 14 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資

又は抛受を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[15～18 略]

⑦ ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		
[略]			

（注意事項）

[略]

[⑧・⑨ 略]

2 [略]

又は抛受を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[15～18 同左]

⑦ [同左]

[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
	[同左]		
[同左]			

（注意事項）

[同左]

[⑧・⑨ 同左]

2 [同左]

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$
 年 月 日

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

[略]

1 業務の状況

[(1)～(7) 略]

(8) 法附則第3条の3第5項第1号イ又は第2号イに掲げる行為に係る業務の状況

[①～⑥ 略]

⑦ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（1年前）	
	[略]		

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$
 年 月 日

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

[同左]

1 [同左]

[(1)～(7) 同左]

(8) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ [同左]

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資（1年前）	
	[同左]		

[略]

(注意事項)

[1～5 略]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[7～10 略]

⑧ [略]

⑨ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]			
	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額

[同左]

(注意事項)

[1～5 同左]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[7～10 同左]

⑧ [同左]

⑨ [同左]

[同左]			
	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額

出資額	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資（１年 前）	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[略]

⑩ [略]

⑪ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券の状況

[略]			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[略]

[(9)・(10) 略]

2 [略]

出資額	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資（１年前 ）	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[同左]

⑩ [同左]

⑪ [同左]

[同左]			
出資額	総出資額	総出資額 (1 年前)	1 口当たりの出 資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資（1 年前 ）	
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[同左]

[(9)・(10) 同左]

2 [同左]

備考 表の [] の記載は任意である。